

◇大分県同和対策審議会議案書《最終議案》（抄）（平成14年11月8日）

(1) 大分県における同和対策事業の総括

昭和44年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、33年間にわたり3つの特別措置法に基づいて実施してきた特別対策は、平成14年3月末で終了した。

この間、県及び市町村で実施した同和対策事業費の総額は約1,379億円であり、うち生活環境改善等の物的事業は約770億円（55.9%）、教育・啓発等の非物的事業は約609億円（44.1%）である。

（略）この33年間の事業の効果については、国が実施した平成5年度同和地区実態把握等調査の大分県分結果及び平成7年度大分県同和対策実態調査の結果、さらには前回の審議会でも評価されたとおり、生活環境の改善や産業基盤の整備などの物的事業は相当の成果をあげ、同和地区と周辺地域との較差はほとんどみられなくなったところである。

しかしながら、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。（略）

また、同和教育や啓発についても、（略）同和教育や啓発活動に参加した人でこのような意識の改善がみられるなどの一定の成果があがる一方、結婚問題を中心に差別意識がまだまだ存在している状況である。

このように、今後の主要な課題は、部落差別撤廃や人権尊重社会の確立に向けた教育及び啓発の推進である。

（略）今後の基本方針は、以下のとおりとする。

- (i) 同和問題は、基本的人権に関わる問題であり、差別がある限り、人権を尊重するという基本姿勢で、その解決に向けて積極的に取り組んでいく。
- (ii) （略）必要な事業については一般対策を有効かつ適切に活用して、課題解決に向け関係機関と連携を図りながら実施する。
- (iii) 教育・啓発については、人権教育・啓発推進法の理念に基づき、すべての県民の基本的人権を尊重していくための人権教育及び人権啓発として発展させ、一層の推進を図る。
- (iv) 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた取組として、県及び市町村は、「人権教育のための国連10年」の行動計画を定め推進しているが、この計画が終了する平成16年12月末までに、その後の県の人権施策の基本的事項を定めた「大分県人権施策基本計画」（仮称）を策定するとともに、併せて当審議会も様々な人権課題について審議する組織へと改めること等を検討する。
- (v) 人権の世紀にふさわしい人権尊重の社会づくりは、本県における重要な課題の一つであり、今後も、同和行政は人権行政の原点であり重要な柱であると位置付けながら、平成10年12月の「人権尊重の大分県をめざす宣言」の理念及び平成11年12月に策定した新しい県長期総合計画「おおいた新世紀創造計画」に沿って積極的な施策を展開することによって、「人権文化の構築」と「共生社会の実現」を目指す。

(2) 人権教育・人権啓発としての取組

1) 国の取組

特別対策の終了を目前にひかえ、国の地域改善対策協議会は、これまでの同和行政の経過を踏まえ、新たな人権施策の基本方針を示しました。

一つは、目的を達した特別対策は終了すること。併せて特別対策の成果や問題点を踏まえつつ、なお残された課題については一般施策により対応していく。

二つには、同和教育・同和问题啓発の取組を人権教育・人権啓発として発展的に再構成して推進する。

三つには、人権救済については、既存の人権擁護制度の拡充ではなく、新たな制度を創設するというものです。

これらの方針を受けて、教育・啓発や人権救済について制度化を進めるために、1997（平成9）年5月、人権擁護推進審議会を設置しました。

1999（平成11）年には、教育・啓発に関する答申が出され、2000（平成12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。この法律に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、この中でも同和問題は重要な人権課題と位置づけ、教育・啓発を進めています。

また、人権救済については、2001（平成13）年に審議会の答申を受けて2002（平成14）年に「人権擁護法案」が、また、2012（平成24）年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、今のところ法制定までには至っておりません。

◇人権擁護施策推進法

1997（平成9）年3月から施行された5年の時限立法。

この法律は、人権擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにし、人権擁護に資することを目的としている。この法律に基づき「人権擁護推進審議会」が設置され、1.人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策、2.人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の2つについてが審議されることになった。

◇人権教育・啓発の基本的事項（答申）（平成11年7月29日人権擁護推進審議会）

「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」（答申）

（略）人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であって、尊重されるべきものである。（略）本審議会は、国民相互間の人権問題について、このような認識に立って、人権教育・啓発の施策の基本的在り方について検討してきた。

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めることは、まさに、国民一人一人の人間の尊厳に関する意識の問題に帰着する。これは、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが本来望ましいものであり、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが肝要である。しかし、同和問題など様々な人権課題がある我が国の現状にかんがみれば、人権教育・啓発に関する施策の推進について責務を負う国は、自らその積極的推進を図り、地方公共団体その他の関係機関など人権教育・啓発の実施主体としてそれぞれ重要な役割を担っていくべき主体とも連携しつつ、国民の努力を促すことが重要である。（略）

2 本審議会の設置の経緯と審議の経過

(1) 我が国の人権に関する現状を見ると、同和問題など社会的身分や門地による不当な差別、人種・信条又は性別による不当な差別その他の人権侵害が今なお存在し、また、我が国社会の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。

このような中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的在り方について検討した地域改善対策協議会は、平成8年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進及び人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化を求め、差別意識の解消を図るための教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであると提言した。これを受けて、平成8年7月の閣議決定において、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業は、一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進することとされた。

このような情勢の下に、平成8年12月、人権擁護施策推進法が制定され、同法に基づいて、本審議会が法務省に設置され、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項及び人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について調査審議することとされた。

2) 大分県の取組

「人権教育のための国連10年」の取組

大分県においては、今後の同和教育・啓発については、地域改善対策協議会意見具申で繰り返し述べられ、また、大分県同和対策審議会で審議了承された「人権教育のための国連10年」の取り組みを積極的に図るため、1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年」大分県行動計画を策定し、人権教育・啓発を主要な柱とする総合的な人権施策を推進することになりました。

「大分県人権施策基本計画」

さらに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000（平成12）年に施行され、地方公共団体の責務が規定されたこと、人権教育のための国連10年」の取組は2004（平成16）年末に終了したことなどにより、「大分県人権施策基本計画」を2005（平成17）年1月に策定し、教育・啓発とともに「相談・支援・権利擁護」に取り組み、人権施策を総合的に推進することにしました。

この基本計画のなかで、分野別人権行政の推進の冒頭に同和問題を記載しています。これは、同和問題の解決に向けた取組が権利保障の施策体系になった経緯を踏まえ、さらに他の人権分野の施策体系に準拠させることに意義があるからです。

「大分県人権尊重社会づくり推進条例」

大分県の人権施策をさらに体系的・計画的に推進するため、世界人権宣言60周年を期して2008（平成20）年12月議会で「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を制定し、2009（平成21）年4月から施行しています。

この条例の前文において不当な差別を例示しています。例示の冒頭「社会的身分、門地」による人権侵害とは、「人権教育・啓発推進法」と同じく部落差別問題を意味するものです。

大分県は、部落差別問題を人権課題として認識し解決に取り組むことを条例という地方公共団体の最高規範の中で明らかにしています。

◇大分県人権尊重社会づくり推進条例の概要

- ◇ 前文では、人権が一人ひとりの人間の尊厳に基づく固有の権利であること、また、人権が相互に共存されるべきことの重要性を規定しています。

特に、解決すべき人権の課題として不当な差別を例示し、「社会的身分、門地」による人権侵害とは、「人権教育・啓発推進法」と同じく、部落差別問題を主要課題としています。
- ◇ 第2条では、人権尊重社会づくりにあたって、①自己決定の尊重・自己実現を追求できる社会、②差別・不合理な較差の解消に取り組む社会、③多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現を基本理念と定めています。
- ◇ 第3条では、県は、責務として人権尊重施策に取り組むこと、県民や団体、事業者、市町村等と連携すること、必要な措置を講じることを定めています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条で「地方公共団体は人権教育・啓発を実施する責務を有する」と規定されており、教育・啓発が人権施策の主要な取組となります。
- ◇ 第5条では、特に、事業者においては、事業活動の中で人権が尊重される社会づくりに取り組むことを求めています。
- ◇ 第7条では、県が人権尊重施策を総合的に進めるため、人権尊重施策基本方針を策定し、①人権教育、人権啓発その他人権意識の高揚を図るための施策の方針、②相談、苦情解決その他人権侵害の救済に関する施策の方針、③社会的弱者に係る人権の諸課題に関する取組の方針を定めることとしています。
- ◇ 第8条では、国の同和対策審議会答申が出された1965（昭和40）年8月を「差別をなくす運動月間」に、また、世界人権宣言が国連で採択された1948（昭和23）12月10日を含む12月4日から同月10日までの1週間を「人権週間」に定めています。
- ◇ 第9条では、県内の個人・団体が行っている人権が尊重される社会づくり、特に教育・啓発に関して、先進的又は特徴的な取組に対して、顕彰することとしています。
- ◇ 第10条では、事業所の人権研修又は地域の人権啓発活動に対して、研修講師の派遣、啓発・研修資料の提供などの支援をすることとしています。
- ◇ 第11条では、概ね5年ごとに実施している「人権に関する県民意識調査」など必要な調査研究を行うこととしています。
- ◇ 第12条では、人権尊重施策の実施状況を報告及び公表することとしています。
- ◇ 第13条では、人権尊重社会づくり審議会を設置し、人権課題を有する当事者・関係者及び有識者に県の人権施策の推進について意見・提言を求めるものです。

3 部落差別問題の現在

(1) 人権に関する県民意識調査の結果

① 同和問題として起きていること

2018（平成30）年に実施した「人権に関する意識調査」で部落差別問題に関し、同和問題として現在起きていると思うことを選んでいただきました。「結婚に反対されること」（46.0%）、「身元調査をされること」（28.3%）、「差別的な言動をされること」（19.2%）などが多くあがっています。

2017（平成29）年に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」では、「結婚に反対されること」、「差別的な言動をされること」、「身元調査をされること」、「就職・職場で不利な扱いをされること」、の順に多くなっています。

② 結婚に対する差別

あなたのお子さんが同和地区の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか（どうすると思いますか）という質問について、平成25年の前回調査と比べると「同和地区の人かどうかは関係ない、そのことで反対はしない」が少し増えて、40.8%となりました。「地区出身者でないほうが良いが、反対しない。」（21.0%）、「反対はするが本人の意思が強ければやむ得ない」（10.0%）と消極的に結婚に賛成する人や「絶対に反対する」という考えを持つ人がおり、いまだに差別意識が残っていることがうかがえます。